

地域の経済雇用対策について

中国地方の経済は、世界的な金融危機の影響による景気後退から持ち直してきたものの、急激な円高やデフレの進行等による国内生産拠点の海外移転の加速化や、中小企業の一層の経営状況の悪化が懸念されるなど、先行きが依然として不透明な状況にある。

雇用においても、有効求人倍率の低迷や来春新卒求人数の伸び悩みなど厳しい状況が続いている。

こうした中、政府・日銀は、為替介入や政策金利の引下げなどの措置を講じるとともに、政府においては、9月10日に閣議決定した「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」に基づく緊急対策を実施し、地方においても、国の施策の活用などにより独自の経済対策を講じているところであるが、景気回復のペースは鈍化しており、引き続き切れ目のない迅速な対策が求められている。

10月8日に閣議決定された「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」に関する補正予算が、現在、国会で審議されているところであるが、地方の厳しい経済雇用状況の一刻も早い改善に向けて、次の事項に積極的に取り組むよう強く要請する。

1 「緊急総合経済対策」の速やかな実施等

国の補正予算に盛り込まれた「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」には、新卒者・若年者雇用対策や高速道路ネットワーク整備による国土ミッシングリンクの解消を始め、地域の雇用・経済の立て直しに必要な取組みが含まれていることから、対策に掲げた施策を速やかに実施すること。

施策の制度設計に当たっては、地域のニーズや創意工夫による施策実施が可能となるよう、地方の実情等を十分に反映させること。

2 新成長戦略の地方視点での実施及び前倒し

新成長戦略の環境・エネルギー、健康（医療・介護）、観光などの各成長分野の推進においては、地方の中小企業の競争力を強化し、我が国産業全体の底上げを図るため、特に次の施策について、地方視点での推進並びに施策の積極的な前倒し実施を行うこと。

- ・ 次世代自動車については、地方経済活性化の大きな起爆剤になり得ることから、開発・普及についての補助制度を創設・拡充するなど、積極的に推進すること。

- ・ 法人税率については、企業の首都圏偏在の是正の観点から、国内企業の地方分散を促すための税制についても検討すること。
- ・ 地域の自立的な取組みに基づく地域活性化を支援する「総合特区制度」については、地域の創意工夫を活かした取組みが十分実施できるよう、その障害となっている規制の緩和、税制・財政・金融上の支援措置等を行うこと。

3 中小企業への支援及び雇用対策

- (1) 地方の中小企業の厳しい実情を踏まえ、中小企業に対する資金繰り支援としての「景気対応緊急保証」及び「中小企業金融円滑化法」の期限（平成23年3月末）を延長すること。
- (2) 地域の雇用情勢が厳しい中、「緊急雇用創出事業」等については、基金間及び事業間流用を可能とするとともに、雇用期間等について一層の要件緩和をするなど、地方の実情に即して弾力的に運用できるようにすること。
また、職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）の地方移管を希望する県への移管が円滑に進むよう、新たな地方負担が生じない確実な財政措置を講ずるなど、国が示している移管条件の見直しを行うこと。

平成22年11月17日

中国地方知事会

鳥取県知事 平井伸治
島根県知事 溝口善兵衛
岡山県知事 石井正弘
広島県知事 湯崎英彦
山口県知事 二井関成